

事後審査型条件付き一般競争入札を施行するので、御嵩町契約規則(昭和39年御嵩町規則第7号)第2条及び第3条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年4月3日

御嵩町長 渡辺幸伸

1. 事後審査型条件付き一般競争入札における業務発注表

案件概要	委託等区分	【建設コンサルタント】都市計画及び地方計画部門		
	仕様書番号	御ま観 第6-10号		
	委託等名	重要文化財願興寺の保存と活用に関する計画策定業務委託		
	履行場所	御嵩町御嵩		
	委託等概要	・現地調査・図面作成 一式 ・計画案作成・計画書作成 ・計画書印刷・製本 90頁・50部・4C ・会議運営支援 一式		
	履行期間	契約締結日から令和7年3月21日(金)まで		
	予定価格	非公表	入札方法	電子入札
	内訳書	要	入札保証金	免除
	低入札価格調査制度	なし	最低制限価格制度	なし
	契約保証	不要	前金払	不可
	債務負担行為の活用	なし		
	契約方法	本契約は原則、電子契約にて行うものとする。 利用サービス：クラウドサイン(弁護士ドットコム株式会社) ※受注者側にてアカウント登録等の作業、利用料等は不要。		
	事業担当課	まちづくり課 観光資源活用係 担当：栗谷本(内線2245)		
提出書類等	入札参加時の提出書類(全員)	提出書類：事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書(業務委託等) 提出先：電子入札システムでの申請(又は御嵩町役場総務課) 提出期限：令和6年4月10日(水) 午後4時30分まで		
	事後審査時の提出書類(落札候補者のみ)	本件は事後審査型条件付き一般競争入札です。 落札候補者となった場合は以下の書類を総務課財政係まで提出(持参又は郵送)すること。 (1) 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書 (2) 営業所等の状況調書(登録外の営業所等での申請の場合のみ必要) (3) 業務履行実績調書 (4) 配置予定技術者等の資格、在籍及び業務経験調書 ※(3)~(4)については「2 入札に参加できる者の資格条件(3)」を参照		
	上記書類提出先及び質問書提出先	契約担当課：総務課 財政係 担当：大脇 Tell: 0574-67-2111(内線2213) Fax: 0574-67-1999 e-mail: keiyaku@town.mitake.lg.jp		
	質問書提出期限	令和6年4月11日(木) 正午まで (指定書式)		

入札について	入札書受付終了日時	令和6年4月15日(月) 午後4時00分
	入札(開札)日時	令和6年4月16日(火) 午前9時45分
	入札(開札)場所	御嵩町役場 総務課 (本庁舎2階)

2 入札に参加できる者の資格条件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 御嵩町競争入札参加資格停止措置要領(平成4年訓令甲第8号)に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 次に定める条件に該当する業者であること。

1. 業務実績に関する要件

過去10年間(平成26年度から)のうち元請けとして単体企業で、重要文化財建造物の保存修理又は活用に係る、設計監理又は調査及び図面作成の実績を1件以上有すること。

2. 業務遂行に関する要件

仕様書及び特記仕様書に定める事項を履行できるものであること。

3. 技能者に関する要件

この業務に対応する一級建築士(文化財建造物の保存修理・耐震補強・防災防犯・活用整備について、設計監理業務経験のある者)を配置できること。

- (4) 法人町民税その他の地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者でないこと又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされている者でないこと。
- (7) 御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年訓令甲第41号)」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置基準に該当しないこと。

3 入札参加申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、町の指定する参加申請書を本公告の記載に従って提出するものとする。
- (2) 入札参加申請を取り下げようとする者は、入札(開札)日の前日までに御嵩町役場総務防災課に理由を記載した書面を提出すること。

4 入札参加資格の事後審査に関する事項

- (1) 入札参加者のうち、予定価格と低入札調査価格又は最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者は落札候補者となり、発注者の指示に従い、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認に必要な書類(以下「確認申請書等」という。)の提出をしなければならない。
- (2) 確認申請書等は、提出を求められた日の翌日から起算して2日以内に町に提出すること。
- (3) 入札参加資格を有する者が、当該入札日(開札)までに入札参加資格を満たさなくなった場合は、当該入札に参加できないものとする。
- (4) 入札参加申請を取り下げようとする者は、入札(開札)日の前日までに御嵩町役場総務防災課に理由を記載した書面を提出すること。

5 その他

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。また、入札者が一人だけの場合は、入札を中止することがあります。これらの場合における損害は、入札者の負担とします。
- (2) 申請書の提出等の手続は、1の業務発注表に定めるそれぞれの期間のうち、日曜日、土曜日、祝

日その他役場の休日を除く日の午前9時から午後5時までの取扱いとなります。(電子入札にあつては、電子入札システムによる。)

- (3) 低入札価格調査の基準となる価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがあります。
- (4) 事後審査型条件付き一般競争入札の関係様式は、御嵩町役場ホームページの入札情報コーナーからのダウンロードサービスをご利用いただくか、御嵩町役場総務防災課で配布します。